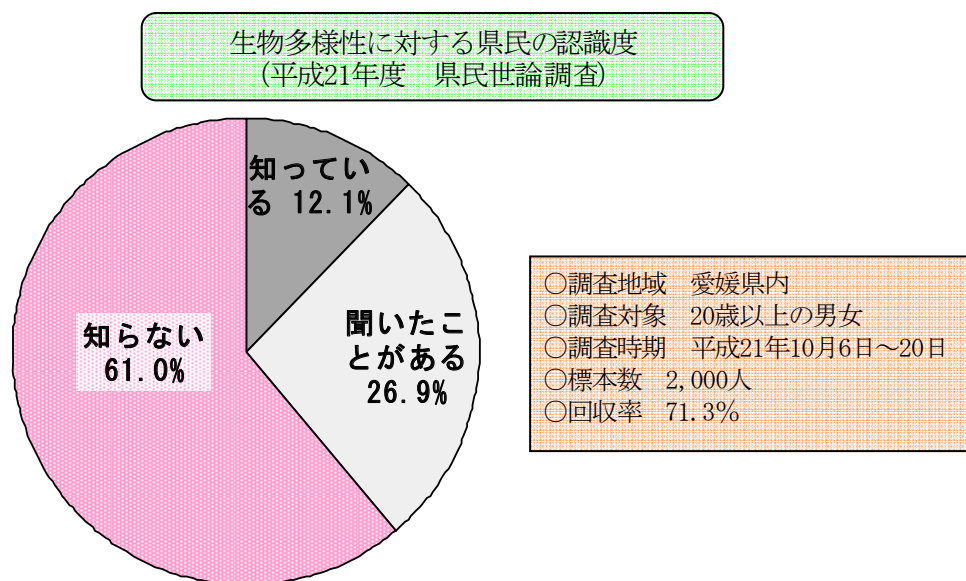


## 第6章 生物多様性保全の取り組み

### 第1節 生物多様性保全の必要性の浸透

「生物多様性保全」は、「地球温暖化対策」と並ぶ、国際的な環境問題のテーマであるが、「地球温暖化対策」は、実感として理解がしやすく問題としても県民に受け止められているが、「生物多様性保全」の方は、なかなか理解しにくい言葉で、まだまだ、浸透していない状況にある。

平成21年10月に実施した県民世論調査をみても、「生物多様性」という言葉を「知らない」が61%と最も多く、県民への広がりも進んでいない。



そのため、県民に、これまでの野生動植物の保護・保全の啓発だけでなく、「生物多様性とは何か」、「なぜ大事なのか」、そして「今、何ができるのか」を考えていただき、行動に移すきっかけにするために次の取組みを行った。

#### 1 生物多様性保全の重要性の啓発

##### (1) 生物多様性シンポジウムの開催

○日時：平成21年8月22日(土) 13:00～16:00

○場所：松山市総合コミュニティセンター

○内容

ア 基調講演「絶滅危惧種アホウドリの保全について」

東邦大学理学部 教授 長谷川 博

イ パネルディスカッション

「えひめの野生生物保護を通じた生物多様性の保全について」

○参加者 200名

## (2) 生物多様性キャラバンセミナー(いきもの語り)の開催

### ①企業が語るいきもの語り(東予地区)

○日時 平成22年7月30日(金) 13:30~16:00

○場所 県総合科学博物館

○内容

ア 講演「日本経団連生物多様性宣言について」

(社)日本経済団体連合会 自然保護協議会事務局次長 半谷順

イ 事例発表

・住友林業社有林と生物多様性について

(住友林業フォレストサービス(株)新居浜山林事業所 長尾知昌)

・ため池堤体の希少種を守る「21世紀のノアの方舟」活動

(県立伊予農業高等学校 伊予農希少植物群保全プロジェクトチーム)

・道前平野の生き物と事業活動について(西条自然学校 主宰 山本貴仁)

○参集者 94名

### ②外来生物といきもの語り(中予地区)

○日時 平成22年5月25日(火) 13:30~16:00

○場所 愛媛県美術館

○内容

ア 講演「アライグマはかわいい?怖い?」兵庫県立大学 特任助教 阿部豪

イ 事例発表

・環境省における外来生物対策について(中国四国地方環境事務所)

・県の外来生物マニュアルの紹介(県自然保護課)

○参集者 60名

### ③農業といきもの語り(南予地区)

○日時 平成22年11月18日(木) 13:30~16:30

○場所 県歴史文化博物館

○内容

ア 講演「コウノトリ育む農法について」

兵庫県農業改良課 環境創造型農業専門員 西村いつき

イ 事例発表

・大規模有機農業への挑戦!エコロジカルな町づくりの実践から

(株)地域法人無茶々園 代表取締役 大津清次

・田園ロマンの里づくりに向けて(東雲女子大学 名誉教授 石川和男)

○参集者 65名



農業といきもの語り



県立伊予農高のパネル展示

## 2 えひめの生き物み一つけた！（えひめの生き物県民参加調査）の実施

平成22年10月、生物多様性条約締約国会議（COP10）が愛知県で開催され、生物多様性に対する国民の関心も高まっていることにあわせ、本県においても広く県民に生物多様性保全の重要性を伝えるとともに、生物多様性保全のための行動の一つのきっかけとして、野山にでかけて生き物を探す、「えひめの生き物み一つけた！（えひめの生き物県民参加調査）」を開始した。

### えひめの生き物み一つけた！

- えひめの生き物県民参加調査 -

みんなで、えひめの生き物を探しにでかけよう！  
そして、大切に守り伝えていこう！

**はじめに**

愛媛県は、海、山、川などの豊かな自然に恵まれ、温暖な気候のもと、多様な生き物が生息・生育しています。しかし、この多様な生き物は、私たち人間の様々な活動が原因で減少しつつあります。絶滅するようなことが続けば、生態系のバランスが崩れ、私たち人間の生存の基盤への影響も懸念されることとなります。

そのため、愛媛のあちこちで、様々な生き物を探すことで、愛媛の生き物を取り巻く現状を県民の皆様方に知っていただきたく、「えひめの生き物み一つけた！（えひめの生き物県民調査）」を行うこととしました。





### どんな生き物を探すの？

見つけて楽しい編	ちょっと上級編	外来生物編
<p>「皆さんの身近なところの生き物」についての情報を募集します。</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生生物」についての情報を募集します。</p>	<p>「在来の生き物をおびやかす外来生物」についての情報を募集します。</p>

詳しくはホームページで！ アドレス→ <http://www.pref.ehime.jp/h15800/e-ikimono/>

### 3 愛媛県職員ブログにおける情報発信

愛媛県職員ブログ（みかんの国から）において、「いきもの便り」として、単に生き物を守るというだけでなく、衣食住や生活・文化、スポーツなど身近なテーマで生物多様性保全の重要性やその恵みについて、広く県民の理解を深めるため、情報発信を行っている。



### 4 愛媛県外来生物対策マニュアルの作成

本県固有の生物多様性を脅かす外来生物の侵入を防ぐため、平成 22 年 3 月に愛媛県外来生物マニュアルを作成した。

「入れない」「捨てない」「拡げない」の被害予防 3 原則の周知徹底や県内に生息・生育や侵入のおそれがあり、特に注意を要する種についての被害状況や対策、さらに全国で被害が拡大しているアライグマは、県内でも重点的な対策を進めることし、注意喚起を行なっている。



県内で確認されたアライグマ

## 第2節 生物多様性地域戦略の検討

### 1 地域戦略の必要性

これまで本県では、「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針（平成17年3月）」に基づき、野生動植物の保護を通じて人と野生動植物の共生などの取組を進めてきたが、近年、より広い概念で生態系をも含む生物多様性の保全を図り、社会経済活動と自然が調和した地域づくりを進めることが必要となっている。

そのため、本県の自然環境や社会経済活動の実情を踏まえ、生物多様性の保全を通じて、総合的に愛媛の自然環境を保護するため、県民、事業者、民間団体、行政などそれぞれの主体が目標を共有し、その方向性や各主体の担う役割、施策等を定めた「生物多様性えひめ戦略（仮称）」を策定することとし、平成22年度から検討を開始し、平成23年度中を目途に策定予定である。

### 2 戦略の性格

「生物多様性えひめ戦略（仮称）」は、生物多様性基本法（平成20年6月6日法律第58号）第13条の規定に基づく、本県全域の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として位置づけるものである。

えひめの生物多様性保全推進委員会での審議や自然保護の関係者だけでなく農林水産、経済団体、教育など幅広い方々からの御意見を踏まえ、県民が一体となって、生物多様性保全の取組を進めていくうえでの道標の役割を期待している。